

校長室だより

令和8年 5月 8日 (金)
第 6 号
十日町市立中条中学校校長室

重要!

いじめについて (その2)

いじめに関する自己点検について

私たち教職員はいじめ見逃しゼロ、早期発見・即時対応のために、校内で研修をしたり、様々な研修会に参加したりしています。また、校長室だより第5号でもお伝えしたとおり、いじめに関する法令等にも精通している必要があります。

県は、毎年「いじめに関する自己点検」を教員に課し、法令理解がどのくらいできているかを検証しています。自己点検はいわゆる〇×クイズの形式です。新潟県のホームページの「新潟県いじめ対策ポータル」にも掲載されています。その問題のいくつかを紹介し、いじめについて保護者の皆さまと共に考えてみたいと思います。



問題

児童生徒Bは児童生徒Aが体育祭の衣装作成がはかどらず困っていると思い、Aに黙って衣装の一部を自宅に持ち帰り、完成させてAに渡した。Aは、後日行なわれたアンケートに「Bが勝手に衣装を完成させたことを不快に感じた」と記載した。

学校は、いじめとして認知したが、その後の対応を「いじめ」という言葉を使わずに行った。

回答は〇です。この設問が県全体で一番正答率が低かった問題です。「その後の対応を『いじめ』という言葉を使わずに行った」のあたりが違うと考えたのではないかと思います。Bは「不快に感じている」のでいじめとして認知しますが、Aはもしかしたら善意のつもりであったとも思われるので、この場合は「いじめ」という言葉を使わずに、Aの気持ちを聞き出し、Bの思いを伝えて振り返らせることが必要かと思えます。

問題

児童生徒Aは、児童生徒Bから殴られ、ケガをした。

Bはその理由として「AがBのペンを勝手に使い、返してくれなかったから」と言った。学校からの報告にB保護者は「Aの行為は些細なことで、BがAにケガをさせたことを謝りたい」と述べた。学校は、B保護者の意向を尊重し、Aの行為をいじめとして認知せず、Bの行為をいじめとして認知した。

回答は×です。「B保護者の意向を尊重し、Aの行為をいじめとして認知しなかった」のが間違いです。この場合は両方の行為をいじめとして認知した上で対応する必要があります。

問題

担任が児童生徒Aからいじめについて相談を受けたので、まず学校いじめ対策組織に報告し対応策を検討したうえで、聴き取りの担当となった教職員が複数で加害と思われる児童生徒Bに事実確認等を行った。

回答は〇です。以前は「最初に詳しく事情を聴く」対応をしていた教員が多くいました。この法律では「まず組織に報告してから」対応です。中条中学校の先生方は、ほぼこれを徹底してくれています。報告を受け、指導の方向性を確認し、複数で当たります。

問題

児童生徒Cが担任に、インターネット上に友達Aの悪口が書かれていると訴えた。担任は、Aがその書き込みの事実を知らないことから、直ちにAに伝え、対応を進めた。

回答は×です。「いじめの類似行為」に当たります。Aに伝えることはAにとってはマイナスになる場合が多いと考えられます。直ちにAには知らせず、保護者と連携して指導します。

「いじめの類似行為」について

新潟県いじめ等の対策に関する条例が令和2年に施行されました。この中に「いじめの類似行為」が追加されました。昨年も紹介しましたが、大切なことなので、再度お知らせします。

いじめ類似行為とは、「当該生徒が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。」（「条例」第2条2より）と定義されています。

※蓋然性＝ある出来事が起こる可能性や確率のこと。そうなるであろうと思われること

具体的な例で考えてみましょう。

- ・ SNS 上で、その生徒が見ることができないところに、悪口を書き込んだ。
- ・ 直接、その生徒に悪口を言わないが、陰で悪口を言っていた。 等



このような行為についても、学校として厳しく対応していきます。

問題

不登校の原因をいじめによるものではないと判断したが、当該の児童生徒Aやその保護者から「いじめにより不登校になった」という訴えがあったため、重大事態が発生したものとして調査を行った。

回答は〇です。「いじめの重大事態」に該当します。

いじめの重大事態とは

いじめ防止対策推進法の第28条にいじめの重大事態が定義されています。
第28条 学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、（中略）当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。



- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

二の「相当な期間」とは、概ね30日とされています。しかし、当校は、いじめが理由で休み始めた場合は、直ちに調査に入ることが必要だと考えます。もし、Aさんのような事例が当校で発生すれば、市教育委員会と相談の上、調査に入ります。

けんかやふざけ合いについて

中学校では、生徒同士で「遊び半分で」とか「じゃれ合いです」と言っている場面に遭遇しますが、中条中学校では、今年度も、今のところそのような場面はほとんど見受けられません。



ただし、そのような遊び半分の行為でも、当該生徒にとって心身の苦痛を感じている場合が少なくありません。その様子を見つけたら、いじめになりうるという視点で、その状況や背景について聞き取りを進めます。

よく事例として報告があるのはいわゆる「ズボン下ろし」です。当校ではありませんが、県内や管内でも発生しているという話を聞きます。新潟県では、ズボン下ろしから、悲しい事件になってしまった経験から、ズボン下ろしは絶対に許せないいじめであると捉えています。その意識を幼少から育てる必要があると考えます。

もし、中条中学校でいじめと思われる行為を発見したら、認知してすぐに対応します。場合によっては、認知したその日のうちに家庭訪問させていただくこともあります。いじめも含め、生徒指導の対応は時間との勝負でもあるからです。